

銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件等の一部を改正する件等の概要

I 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正

ファイナンス・リース取引の金融機関本体解禁に伴う規定の整備等所要の規定の整備を行う。

※以下のⅡの告示を除いた今回改正する他の告示についても同様。

Ⅱ 保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件の一部改正

保険会社及び外国保険会社等が積立勘定を設ける場合において、ファイナンス・リースの業務に係る運用資産を積立勘定資産における大口信用供与規制の対象資産に追加する。